

# ねりま 協働ラボ

練馬を良くする  
アイデア募集



## 募集要項

### エントリー期間

令和8年6月1日(月)～8月21日(金)

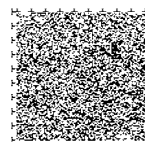
### 事業実施期間

- ・未来創造チャレンジコース  
令和9年4月1日～最大3年間
- ・コラボチャレンジコース  
令和9年4月1日～令和10年3月31日

### 「ねりま協働ラボ」とは

団体と区が力を合わせて、地域の「あったらいいな」「できたらいいな」という思いを実現する取り組みです。団体から地域の課題を解決するアイデアを募集し、選定されたアイデアに補助金の交付や広報活動などの支援を行います。

右のマークは音声コードで、各ページの右下または左下にあります。専用アプリのUni-Voiceを使用して読み取ることができ、各ページの情報を音声で聞くことができます。



資金調達の  
ポイントも  
学べます！

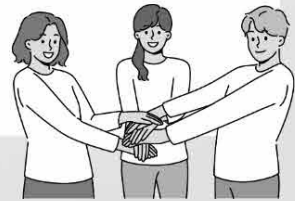
# ねりま協働ラボ



## 応募説明・サポート講座

令和8年 7月11日 (土)

10:00~12:00



1

### ねりま協働ラボ 制度説明 (30分)

ねりま協働ラボの概要  
について説明します。  
(対象事業、対象団  
体、エントリーから審  
査までの流れ 等)

2

### 申請書作成のコツ 継続的な活動を 支える資金調達法

補助金の申請書作成の  
コツや文章の工夫、補  
助金終了後も、活動を  
続けるための資金調達  
について学べます。

3

### 質疑応答 (15分)

ねりま協働ラボの制  
度や文章の書き方等  
について、質疑応答  
を行います (対面限  
定)。

会場

練馬区役所本庁舎20階 交流会場  
練馬区豊玉北6-12-1

対面

オンライン配信

アーカイブ配信

参加を希望する方は、区HPをご覧ください！

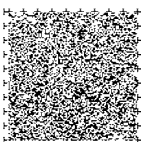
お問い合わせはこちら

電話 03-5984-1614  
メール KYODOSUISHIN@city.nerima.tokyo.jp  
担当 協働推進課協働事業担当係

区ホームページ

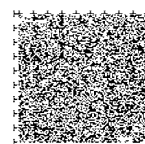


ねりま協働ラボ応募説明・サポート講座 🔍



# 目 次

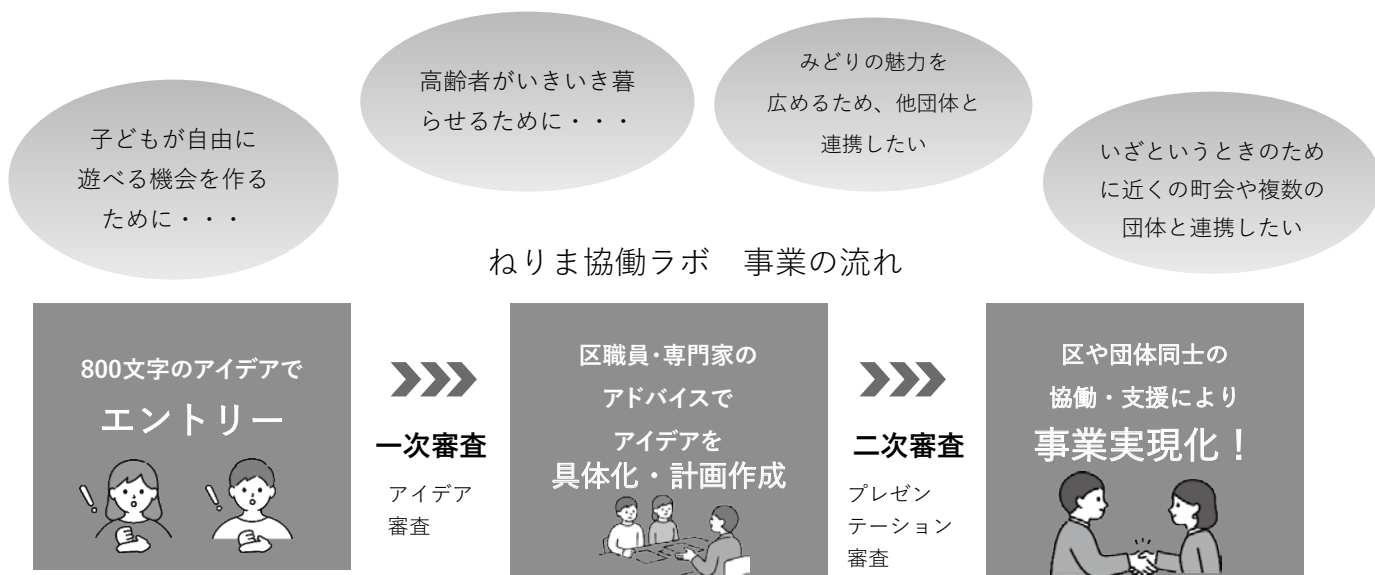
1	ねりま協働ラボの概要	p 2
2	対象事業・団体	p 3
3	支援期間・内容	p 5
4	対象経費	p 7
5	スケジュール（応募から審査、事業開始まで）	p 8
6	エントリーから審査までの流れ	p 9
7	事業実施の流れ（採択事業決定後）	p 14
8	参考事業例	p 17
9	ねりま協働ラボ よくある質問Q&A	p 19



# 1 ねりま協働ラボの概要

## (1) ねりま協働ラボとは

「ねりま協働ラボ」は、練馬区と、区内で活動する町会・自治会、NPO、ボランティア団体、事業者等（以下、地域活動団体等）による協働の力で、地域課題の解決に取り組むプロジェクトです。困りごとの解決や、練馬を住みやすくするための活動など、みなさまの自由で主体的なアイデアを募集し、区や団体同士の協働・支援により実現を目指します。

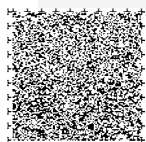


## (2) 2つのコース概要

練馬区との協働で実現する  
未来創造チャレンジ

団体同士の協働で実現する  
コラボチャレンジ

募集内容	区との協働で実現を目指す、未来の練馬をもっとよくするための課題解決アイデア	複数の地域活動団体等による協働で、これまで実現できなかった地域課題の解決に挑むアイデア
実施期間	最大3年間(令和9年4月～12年3月)	1年間(令和9年4月～10年3月)
補助金額	最大300万円(補助率 10/10)	最大30万円(補助率 10/10)
支援内容	区との協働実施、広報協力、会場提供協力、専門家による伴走支援等	区による広報協力、会場提供協力等
採択数(最終)	1事業程度	5事業程度 ※町会・自治会は2事業まで優先的に採択



## 2 対象事業・団体

### (1) 対象となる事業

練馬区内で実施するもので、以下の要件をすべて満たす必要があります。

#### 未来創造チャレンジ

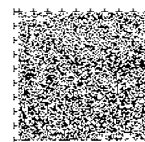
1. 公共的・公益的な事業で、地域活動団体等が主体となり、区と協働して実施する事業であること。なお、複数の地域活動団体等が共同で主体となることもできる。
2. 事業の効果・成果が特定の個人や団体のみに帰属せず、地域への波及が見込まれること。
3. 区との役割分担が明確かつ適切で、協働することで高い成果が見込まれること。
4. 団体が、計画から実施まで主体的に実施することが可能な事業であること。
5. 事業計画・収支計画が明確かつ適切であり、終了後も事業継続する見込みがあること。
6. 新しい取組または既存の取組を発展させた事業であること。

#### コラボチャレンジ

1. 公共的・公益的な事業で、地域活動団体等が主体となり、他の地域活動団体等と協働して実施する事業であること。
2. 事業の効果・成果が特定の個人や団体のみに帰属せず、地域への波及が見込まれること。
3. 団体間の役割分担が明確かつ適切で、協働することで高い成果が見込まれること。
4. 団体が、計画から実施まで主体的に実施することが可能な事業であること。
5. 事業計画・収支計画が明確かつ適切であること。
6. 新しい取組または既存の取組を発展させた事業であること。

ただし、つぎの項目にあてはまる事業は除きます。

- 営利を目的とした事業
- 特定の政党、政治活動または宗教に関わる事業
- 調査、研究または計画立案のみを目的とし、事業の実施を伴わない事業
- 施設の建設または整備のみを目的とした事業
- 国、地方公共団体または企業等から補助を受けている事業（応募段階を含む）  
※ 令和9年3月31日までに補助終了するものについては、問題ありません。



## (2) エントリーできる団体

区内で活動する町会・自治会、NPO法人、ボランティア団体、事業者等で、以下の要件をすべて満たす団体であることを要件とします。

※ 個人での応募はできません。

※ 団体の法人格は問いません。

### 未来創造チャレンジ

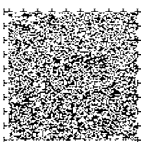
### コラボチャレンジ

1. 組織運営に関する定款、規約、会則等があり、構成員が5人以上かつ練馬区在住、在勤、または在学者を含むこと。
2. 予算・決算が適切に行われていること。
3. 事業の成果報告および会計報告ができること。
4. 団体の責任者および連絡担当者が特定できること。
5. 活動実績を1年以上有していること。  
共同主体の場合は、少なくとも1つの団体がこれを満たしていること。

1. 組織運営に関する定款、規約、会則等があり、構成員が5人以上かつ練馬区在住、在勤、または在学者を含むこと。
2. 予算・決算が適切に行われていること。
3. 事業の成果報告および会計報告ができること。
4. 団体の責任者および連絡担当者が特定できること。
5. 1および2の要件を満たす団体と連携できること。

ただし、つぎの項目にあてはまる団体は除きます。

- 特定の政党、政治活動または宗教に関わる活動をしている団体
- 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)または暴力団もしくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)の統制下にある団体



### 3 支援期間・内容

#### (1) 支援期間

採択された事業を支援する期間は、以下のとおりです。

##### 未来創造チャレンジ

最大3年間（令和9年4月～令和12年3月）

※ 事業の内容に応じて、必要な期間（最大3年間）の支援を行います。

##### コラボチャレンジ

1年間（令和9年4月～令和10年3月）

※ 同一事業では、最大3回（3年度）まで支援可能です。ただし、1年毎に、応募・審査を行います。

#### (2) 支援内容

##### 未来創造チャレンジ

###### ア 補助金の交付

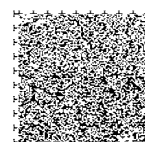
最大300万円の補助金を交付します。

※ 補助金として申請することができる経費の比率（補助率）は事業にかかる経費の10/10です。

※ 実施期間の長さに関わらず、1事業につき300万円とします。

###### イ 区との協働実施

事業を実現するため、区職員と打合せ等を通じてともに考えながら、役割分担のもと事業を実施します。必要に応じて、協働推進課の職員のほか、事業の内容を管轄する担当部署や、その他の機関等との協力などを行い、円滑な事業遂行を目指します。



---

## ウ 区による支援

イベントや打合せ会場の提供協力、事業の広報（内容に合わせて検討します）などの支援を行います。

※ 個別に要件があります。協働推進課と相談の上、支援を行います。

---

## エ 事業運営に対する相談支援

事業の計画・立案・進捗管理・組織マネジメントなど、事業運営に豊富な知識・経験を有する専門家が、事業運営の目標達成に向けた伴走支援を行います。

---

## コラボチャレンジ

---

### ア 補助金の交付

**最大 30 万円**の補助金を交付します。

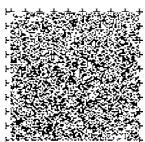
※ 補助金として申請することができる経費の比率（補助率）は事業にかかる経費の 10/10 です。

---

### イ 区による支援

イベントや打合せ会場の提供協力、事業の広報（内容に合わせて検討します。）などの支援を行います。

※ 個別に要件があります。協働推進課と相談の上で支援を行います。



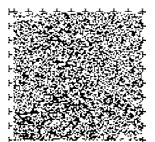
## 4 対象経費

支出区分	対象経費の例
報償費	講師・専門家等への謝礼金、出演団体等への謝礼金
消耗品費	事業実施に必要な事務用品や原材料費等
印刷費	チラシ、ポスター、ブックレット、フリーペーパー等の作成費
交通費	事業実施に必要な公共交通機関の運賃等
保険料	賠償責任保険料、傷害保険料等
通信費	事業実施に必要な郵送料、通信費等
賃借料	会場使用料、事業実施に必要な機器等の賃借料
委託料	設営、電気、装飾、音響設備工事等に係る工事委託費、 コンサルタント業務・デザイン等の委託費 ※事業の大部分を委託するものを除く。
備品購入費	事業実施に必要な備品購入費（税込単価5万円以上） ※期間終了後も実施事業の運営のために継続して使用する見込みがある ものに限る。
その他経費	その他事業実施に必要な経費

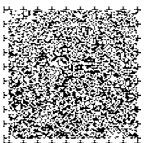
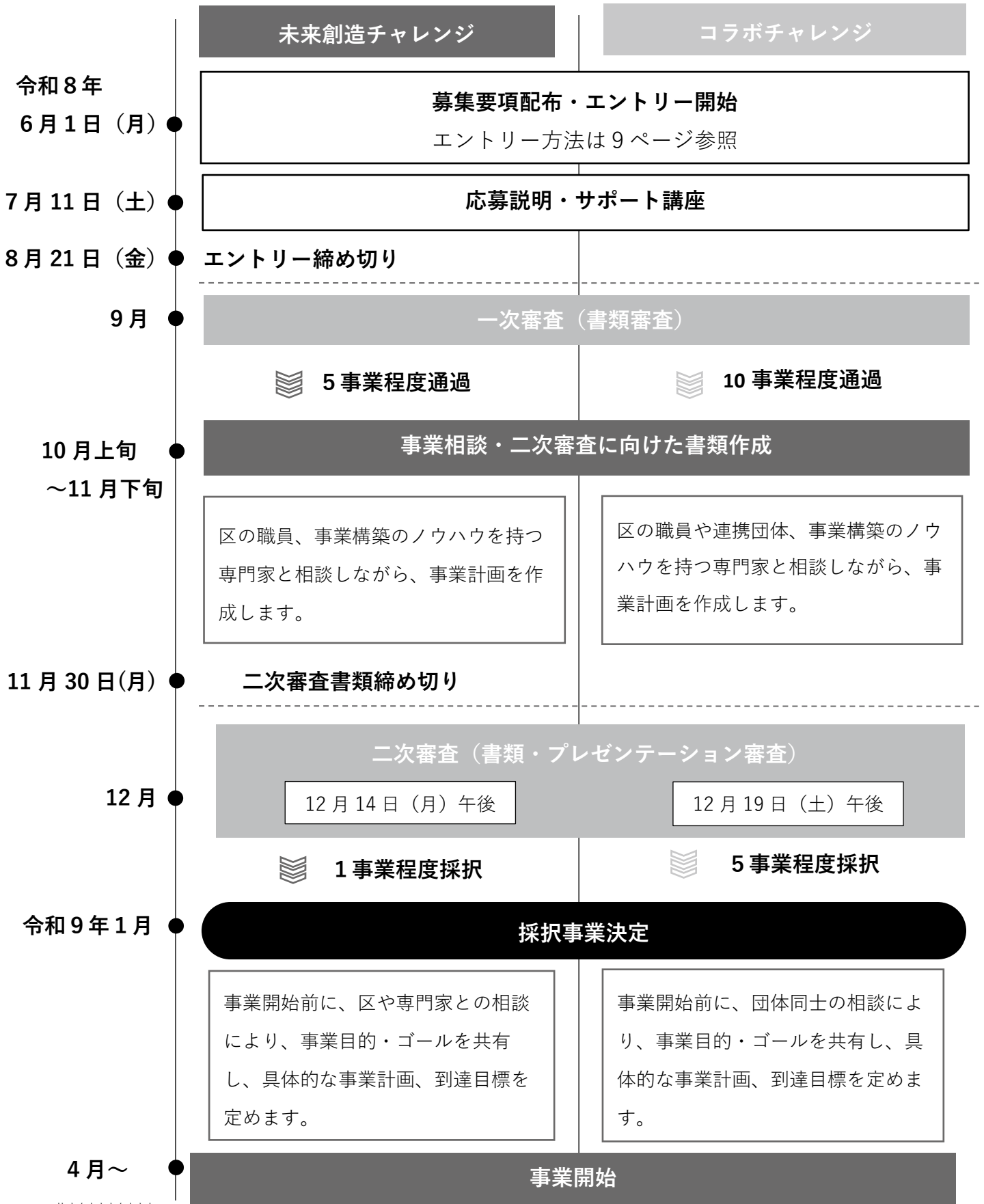
<以下の経費は原則として補助対象になりません>

- 団体の維持管理費など、事業に直接関わりのない経費  
(例) 事務所の家賃や光熱費など
- 団体の運営・会議等にかかる構成員への人件費
- 団体の構成員や参加者などの飲食費  
(例) 会議や打ち上げなどの飲食代
- 団体が国、地方公共団体、企業等から補助を受けている場合、その補助対象経費と同一の用途であるもの
- 事業の提案に係る経費と事業終了後の報告に係る経費

※ 補助対象経費の詳細は、事前に協働推進課へご確認ください。



## 5 スケジュール（応募から審査、事業開始まで）



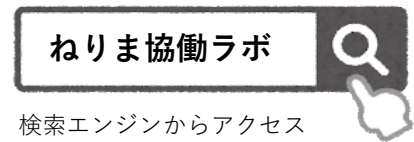
## 6 エントリーから審査までの流れ

### (1) 一次審査に向けた提出書類

提出書類は、練馬区ホームページ「くらし・手続き」→「区政参加・市民活動・選挙」→「区民協働の取組」→「ねりま協働ラボ」からダウンロードできます。また、練馬区役所協働推進課窓口（豊玉北 6-12-1 本庁舎 9 階）、区民協働交流センター窓口（練馬 1-17-1 ココネリ 3 階）で配布します。



区ホームページ  
二次元コード



検索エンジンからアクセス

区ホームページ URL

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/kuseisanka/kyodosuisin/nerimakyodorabo/nerimakyodolabo.html>

#### ア 提出書類 ※別冊「ねりま協働ラボ書類様式・記入例」を参照ください。

ねりま協働ラボエントリーシート（第 1 号様式）

団体概要やアイデア（800 文字以内）等をお書きください。

#### イ 提出方法

以下①～③のいずれかによりご提出ください。

##### ① メールによる提出

以下のメールアドレス宛てにデータを添付して送付してください。

メールアドレス：KYODOSUISHIN@city.nerima.tokyo.jp

##### ② 応募フォームによる提出

以下の応募フォームからご応募ください。



応募フォーム二次元コード

【応募フォーム URL】

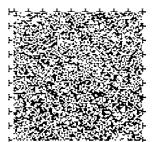
<https://logofom.jp/form/G2rU/1545419>

##### ③ 書類を窓口へ郵送等で提出

下記の窓口へ郵送、またはお持ち込みください。

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所本庁舎 9 階

協働推進課協働事業担当係 宛て



## ウ 申込期間

令和8年6月1日（月）～8月21日（金）（必着）

### （2）一次審査（書類審査）

一次審査では、未来創造チャレンジ5事業、コラボチャレンジ10事業程度を目安に通過団体を選定し、令和8年10月上旬を目途に書面で通知します。

### （3）事業相談

一次審査を通過した団体は、区および地域活動の専門家のアドバイスのもと、アイデアの具体化や事業計画を作成していきます。地域活動全般の資金計画、組織基盤の拡充方法、地域活動全般に関わること、提出書類の記載方法、補助金に充てられる範囲など、疑問点も併せてご相談ください。

※ 二次審査へ進むにあたっての事業相談は必須としています。

※ 一次審査の結果通知後から11月下旬までの期間で、相談日を設定します。

（詳細は、一次審査通過団体に個別にご案内します）

※ 事前予約制、1団体1回あたり約60分となります。

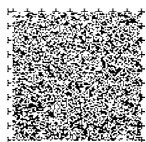
※ 相談会場は、練馬区立区民・産業プラザ（練馬1-17-1ココネリ3階）、練馬区役所またはオンライン（zoom）を予定しています。

### （4）二次審査（書類審査およびプレゼンテーション審査）に向けた提出書類

二次審査に向けた提出書類については、一次審査の際と同様、9ページ記載の区ホームページからダウンロード、または区窓口で配布します。

## ア 提出書類 ※別冊「ねりま協働ラボ書類様式・記入例」を参照ください。

- ① ねりま協働ラボ事業計画書（第2号様式）
- ② ねりま協働ラボ事業収支予算書（第3号様式）
- ③ 団体概要書（第4号様式）
- ④ 事業の連携実施に係る合意書（参考様式）



## 【以下の添付書類についても提出が必要です（任意様式）】

- ⑤ 見積書の写し（税込単価が5万円を超える物品の場合） ※ない場合は添付不要
  - ⑥ 団体の定款・規約・会則等（いずれか一つ提出）
  - ⑦ 団体の構成員名簿（事業の実施に関わる方の役職・氏名・住所等を記載したもの）
  - ⑧ 1年以上の活動実績が分かる事業報告書
  - ⑨ 1年以上の活動実績が分かる収支決算書
    - ※⑧・⑨について、コラボチャレンジで設立1年未満の団体は、不要
  - ⑩ 団体の活動内容がわかるチラシやパンフレット ※ない場合は添付不要
  - ⑪ 連携団体の定款・規約・会則等（いずれか一つ提出）
  - ⑫ 連携団体の構成員名簿（事業の実施に関わる方の役職・氏名・住所等を記載したもの）
  - ⑬ 連携団体の活動実績が分かる収支決算書（設立1年未満の団体は収支予算書）
- ※ 未来創造チャレンジに単一の団体で応募する場合、④および⑪～⑬は不要です。

---

## イ 提出方法

以下①～②のいずれかによりご提出ください。

### ① メールによる提出

下記のメールアドレス宛てにデータを添付して送付してください。

### ② 書類を窓口へ郵送等で提出

作成した紙書類を下記の窓口に郵送、またはお持ち込みください。

---

## ウ 提出期限・提出先

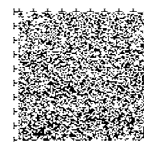
〈提出期限〉 令和8年11月30日（月）（必着）

〈メールアドレス〉 KYODOSUISHIN@city.nerima.tokyo.jp

〈郵送・窓口提出の場合〉

住所：〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所本庁舎 9階  
協働推進課協働事業担当係 宛て

電話：03-5984-1614



- ※ 窓口持参の場合は、事前に電話でご連絡ください。
- ※ 郵送の場合は、日数に余裕を持って、お早目にご準備ください。
- ※ 提出期限以降は、提出された書類の変更、差替えはできません。
- ※ 提出された書類の返却はできません。

## (5) 二次審査(プレゼンテーション)

以下の日程で、公開プレゼンテーションを行います。

**【未来創造チャレンジ】 令和8年12月14日(月) 午後(予定)**

**【コラボチャレンジ】 令和8年12月19日(土) 午後(予定)**

場所は、区民・産業プラザまたは練馬区役所を予定しています。詳細については、一次審査通過団体に、書面で通知します。プレゼンテーションの内容と提出された書類に基づき、学識経験者、有識者、区職員などで構成する選定審査会において、事業を選定します。

二次審査の結果は、令和9年1月下旬をめどに書面で通知します。

## (6) 審査の視点

審査の主な視点は、つぎのとおりです。

---

### ア アイデア・新規性

固定観念にとらわれない独創性、柔軟性、新規性を備えているか。

---

### イ 事業の実現可能性

事業計画に実現性があるか。

---

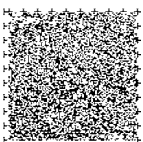
### ウ 事業の必要性、事業目的の公共性

地域のニーズや課題を的確に捉え、広く公共的な内容になっているか。

---

### エ 効果の明確性

明確な効果が期待できるか。また、その効果の検証方法は妥当か。



---

## オ 協働の効果

協働で事業に取り組むことによって、申請団体が単独で実施するよりも、より高い効果が得られるか。

---

## カ 発展性、地域への波及効果

事業を実施することによる将来的な発展を期待できるか。また、地域への波及効果があるか。

---

## キ 事業実施体制

事業を実施するために必要な強み（団体のキャリア、スタッフの知識、経験、人数、他団体との連携など）を有しているか。

---

## ク 地域資源の活用

地域資源（自然環境、産物、文化、歴史、施設等）や地域の人材を有効に活用しているか。

---

## ケ 収支計画の妥当性

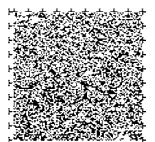
事業内容に対する収支のバランスが取れているか。また、経費の算出根拠が明確で、過度に見積もった収入や支出の内容がないか。費用対効果は妥当か。

**【未来創造チャレンジについては、以下の視点も考慮します】**

---

## コ 事業の持続可能性（補助金交付期間終了後の事業継続計画）

実施期間終了後も、事業実施体制（キ）および収支計画の妥当性（ケ）などの観点から、団体が自立して継続できる可能性があるか。



## 7 事業実施の流れ（採択事業決定後）

### （１）事前協議（令和９年１～３月）

令和９年４月の事業開始前に、協働の相手方となる団体と区、または団体同士で事業目的・ゴールを共有し、具体的な事業計画を定めます。１年度ごとの活動到達目標を設定し、具体的な事業計画を定めます。

未来創造チャレンジでは、事業の目標達成に向けた戦略計画を明確にし、今後の進捗管理や組織マネジメントなどを支援するため、事業運営に豊富な知識や経験を有する専門家も加わって、事業完了まで継続的に支援します。

### （２）事業実施（令和９年４月～）

団体と区、または団体同士で進捗状況を共有し、役割分担をしながら事業を実施します。必要に応じて、計画のブラッシュアップや課題の洗い出しを行い、事業の進め方の見直しを行います。良好に進んでいる事業は、さらに高い成果を目指します。

#### 団体と区の役割分担（例）

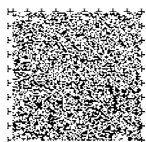
##### 団体の役割

- ・ 運営協力者の募集
- ・ 協力企業の確保
- ・ 事業の企画・運営など

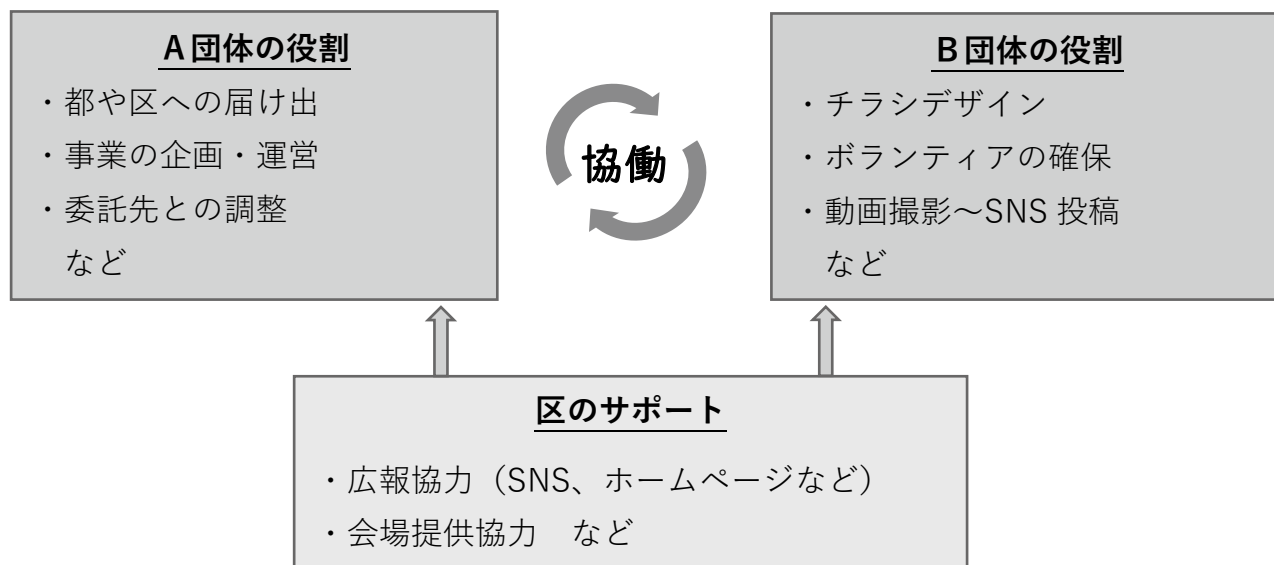


##### 区の役割

- ・ 活動の広報（SNS、ホームページなど）
- ・ 事業の運営補助
- ・ 区や他の公共機関等との調整
- ・ 議事録の作成 など



## 団体同士の役割分担（例）



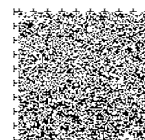
### （3）成果達成報告（令和10年3月頃）

事業の成果を発表・報告する、公開事業報告会を毎年3月頃に開催します。未来創造チャレンジは、公開プレゼンテーションによる報告会を実施します。コラボチャレンジは、事前に事業実施結果を記した資料やパネルを作成いただき、区内の地域活動を発表する「練馬つながるフェスタ」等での展示を予定しています。

### （4）補助金の交付について

#### ア 補助金交付の流れ

- 事業を実施する前に、事業計画を定め、その後補助金の交付申請を行っていただきます。
- 補助金は、必要に応じて、概算額を事前に交付をすることが可能です。（概算額の交付をしない場合は、すべての事業が終了した後に、確定金額を交付します。）
- 補助金の概算額の交付を事前に受けた場合には、補助金の精算を行い、残額が生じたときは、余剰額を返還していただきます。
- 事業実施期間中に収入が発生する場合は、補助対象額を、当該収入を差し引いた金額とする場合があります。詳しくは、協働推進課までご相談ください。



- 年度内に実施する事業がすべて終了した後、速やかに事業報告書を提出していただきます。

※ 未来創造チャレンジで、実施期間が2年以上の場合でも、補助金の交付・精算は1年度ごとに行います。

※ 交付や精算の具体的な手続きについては、採択された団体に個別に連絡します。

---

## イ 返還について

補助金交付後、つぎの場合は決定を取り消し、交付した補助金を全額返還していただきます。

- 補助金交付決定の内容もしくは交付条件に違反したとき。
- 虚偽内容の申請または不正行為によって補助金の交付を受けたとき。

## (5) その他

---

### ア 個人情報保護

事業応募および事業実施にあたっての個人情報の取り扱いには、個人情報保護法および関係法令を遵守してください。

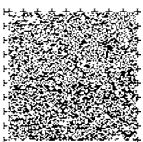
区が本事業において個人情報を利用する目的は、つぎのとおりです。

- ① 事業の審査に関わる手続き
- ② 団体の活動の支援に関わる手続き
- ③ その他本事業に付随する業務

---

### イ 情報公開

採択した事業は、事業の周知および事業の透明性を確保するため、事業内容、団体名、成果・評価などを区ホームページやSNSなどで公開します。



<未来創造チャレンジの例>

<タイトル> 子ども食堂から、子育ての輪を作ろう！

<課題> 子ども食堂を運営しており、多世代交流や、食を通じた居場所作りを行っている。口コミで利用者は増えているものの、支援が必要な人に情報が届いていない懸念があることや、地域外に住む家庭を支援しづらい点が課題である。

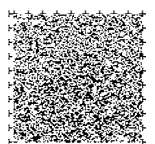


<アイデア> 区と協働して、子ども食堂の連携システムを作り、情報を広げる。そこから、地域の企業等とつながって、支援やボランティア募集もできる窓口として活用したい。また、子ども食堂の広報や団体同士をつなげることを目的としたイベントを開催し、安心して子育てできるまちづくりをしていきたい。

<補助金による購入品例> システム構築費用、イベント用の物品、広報チラシ代、イベント用テント購入費、参加賞代など



写真はイメージです。



## <コラボチャレンジの例>

### <タイトル> 世界とつながるまちをつくりたい！

<課題> 町内に外国人住民が増えている。防災やごみ出しについて案内したいが、なかなかコミュニケーションが取れないでいる。外国人の方も、行政手続きや生活で困っていることがあるみたいだが、どこに相談して良いか分からないようだ。



<アイデア> 町会と地域にある外国語サークルが協働して、国籍の垣根を越えて助け合えるまちにしたい。町会は教室となるスペースを開放したり、回覧や掲示板で広報をする。外国語サークルでは、周知用のチラシを作ったり、日本語を教える講座を開いて必要なコミュニケーションスキルや日本の文化を教える等、連携して進める。

<連携例> A 町会と外国語サークル

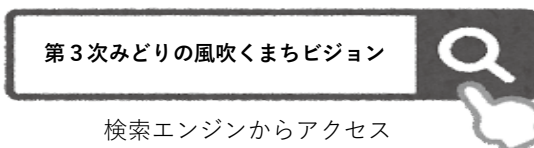
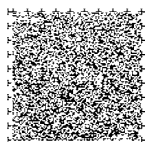
<補助金による購入品例> 広報チラシ代、教材冊子、講師謝礼、イベント用の物品等



写真はイメージです。

## <参考>

地域課題を考える上で、参考となる区の課題や施策については、区ホームページに掲載の「第3次みどりの風吹くまちビジョン」をご確認ください。



区ホームページ  
二次元コード

応募要件について

Q 1. 法人化していない、任意の団体でも応募はできますか？

A 1. 法人化されていない団体でも、他の要件を満たしていれば、応募できます。

Q 2. 法人の住所は練馬区外にあります。活動地域が練馬区内にある場合、応募できますか？

A 2. 法人（団体）の住所が、練馬区外でも問題ありませんが、構成員に練馬区の在住・在勤・在学者を含んでいることが必要です。

Q 3. 未来創造チャレンジ、コラボチャレンジの2つに応募することは可能ですか？

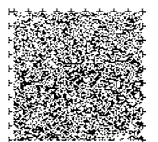
A 3. 両チャレンジへの同時応募はできません。補助期間、補助額、協働の方法等、各チャレンジの特徴を確認の上、応募ください。応募前に区に相談することもできます。

Q 4. 未来創造チャレンジは、複数団体による連携で応募することはできますか？

A 4. 未来創造チャレンジについても、複数団体による連携で応募することは可能です。あらかじめ1つの団体を代表として、応募してください。

Q 5. 応募団体はNPO法人ですが、町会・自治会と連携して応募する場合、コラボチャレンジの町会・自治会枠で応募することはできますか？

A 5. 応募団体が町会・自治会の場合のみ、町会・自治会枠で応募することができます。



Q 6. 実行委員会で行う事業について、コラボチャレンジに応募することはできますか？

A 6. 実行委員会を申請団体として、連携団体をもう一つの団体とすることで、応募することができます。

Q 7. A 団体と B 団体で連携してコラボチャレンジに応募したいのですが、B 団体は、C 団体がコラボチャレンジで応募する際の連携先にもなりたいようです。この場合、応募できますか？

A 7. 同一団体が応募できるのは、連携団体になることも含め、1つの事業までです。  
この場合、B 団体には、A 団体と連携するか、C 団体と連携するかをあらかじめ決めていただく必要があります。

Q 8. 町会と P T A の連携した事業で、コラボチャレンジに応募したいのですが、町会・自治会枠に  を入れて応募した方が選考に有利ですか？

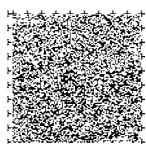
A 8. 町会・自治会の優先枠は 2 枠あり、2 枠に漏れた場合でも、他の団体と同じ条件で選考します。町会・自治会が応募される場合は、まずは、町会・自治会枠に  を入れて応募ください。

Q 9. 新たに団体を結成して応募することはできますか？

A 9. 未来創造チャレンジの場合、団体としての活動実績が 1 年に満たない場合、応募できません。コラボチャレンジについては、活動実績が 1 年未満であっても応募できます。

Q 10. コラボチャレンジで、同じような活動内容の団体との連携でも応募できますか？

A 10. 同じような活動内容でも、連携することで、それぞれの団体の強みを活かして事業を行えるのであれば、応募できます。



Q11. 他の補助金等との重複応募はできますか？

A11. 他の補助金を受けている、または受ける予定のある事業は、応募中のものも含め、ねりま協働ラボに応募することはできません。

### 応募書類について

Q12. エントリーシートの書き方が分かりません。区に相談できますか？

A12. 事前に協働推進課で相談対応が可能です。ただし、主に記入方法、記入例の提示になります。なお、区に相談しても、一次審査の選考に有利になることはありません。

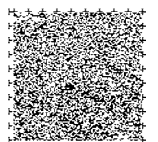
Q13. エントリーシートのアイデアは 800 字以内とありますが、最低何字以上書けば良いですか？

A13. 地域課題の背景や現状、課題解決策やゴールを具体的に記述いただければ、字数に定めはありませんが、目安の文字数は、概ね 600 字以上とお考えください。

### 対象事業について

Q14. 応募する事業は、新しく一から立ち上げる事業ではなく、すでに活動を始めている事業でも良いですか？

A14. 問題ありません。ただし、これまで実施している内容の回数を増やしたり、活動範囲を広げたりするだけではなく、新しい視点を取り入れ区（団体）と協働することにより効果を生み出すことができる事業を提案してください。



Q15. 地域や対象者を限定した事業でも応募できますか？

A15. 事業の主な対象者を、年齢や居住地等で設定することは問題ありません。ただ、対象でない方が参加する余地が全くないような事業は望ましくありません。「〇〇地域にお住まいの方のみ参加可能です」「〇〇歳以上の方限定イベント」ではなく、できるかぎり区民全員が参加できる事業をご検討ください。

Q16. 毎年、町会とおやじの会の共催で夏まつりを開催していますが、それもコラボチャレンジの対象になりますか？

A16. 例年実施しているものについては、例年の成果に加え、新たな成果が期待できるのであれば、応募可能です。

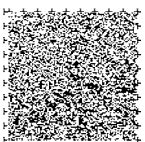
Q17. 未来創造チャレンジで、期間終了後も事業継続する見込みとは、どういう意味ですか？

A17. 本補助金による支援がなくなっても、必要な資金や人員を確保して取組を継続できることを意味します。

## 支援内容について

Q18. 専門家には何をしてもらえますか？また、相談をする上で料金は発生しますか？

A18. 未来創造チャレンジにおいて、経営相談支援をはじめ、事業計画や活動方法、目標までのステップアップの構築等について、必要なアドバイスを行います。なお、相談等の支援を受けるにあたって、料金はかかりません。



Q19. コラボチャレンジは、職員の支援はないのですか？

A19. 直接的な支援はありませんが、事業に関する相談や、行政手続きのサポート、広報等への協力を行う予定です。

### 補助対象経費について

Q20. 未来創造チャレンジで、1年あたりの補助金上限額はありますか？

A20. 3年間で最大300万円を補助しますが、1年あたりの上限額はありません。どのように使うかは、専門家や区と計画を立てて決定していきます。

Q21. 人件費は助成対象ですか？

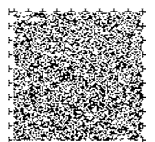
A21. 原則、団体構成員の人件費は助成対象外です。詳しくは、協働推進課にご相談ください。

Q22. 応募団体の代表が経営している会社から購入した物品は、助成対象になりますか？

A22. 他と比べて安価であること等を理由に購入を決定した旨の誓約書を別途提出いただく必要があります。詳しくは、協働推進課にご相談ください。

Q23. お昼をまたぐ事業を実施する場合、参加スタッフに弁当を提供したいとき、弁当代や飲料代は対象になりますか？

A23. 団体構成員の飲食にかかる経費は対象外です。イベント等で、ボランティアや講師を招く場合の茶菓子や弁当代は対象になります。



## 審査について

Q24. 二次審査のプレゼンテーションに参加可能な人数と持ち時間を教えてください。

A24. プレゼンテーションには、1団体につき3名まで参加可能です。持ち時間は、30分程度を予定しています（質疑時間を含みます）。

## 補助金支払いについて

Q25. まだ会として口座を持っていないので、代表者等の個人口座に助成金を入金してもらうことはできますか？

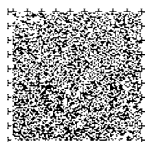
A25. 個人口座への入金はできません。事業が採択された際には、団体口座を作成いただきます。

Q26. まだ会として口座を作っていないのですが、応募団体の代表者は別の会の代表でもあり、その別団体名義での口座に入金してもらうことはできますか？

A26. 別団体口座への助成金の入金はできません。

Q27. 15ページの「(4) 補助金の交付について ア 補助金交付の流れ」に概算額での交付とありますが、どういうことですか？

A27. 希望により、事業を実施する前に、補助金を支払うことができます。区が指定する請求書を提出後、およそ1か月後に指定の口座に振り込みを行います。年度末の事業終了後に、実際にかかった経費による精算が必要になります。詳しい手続きについては、ご相談ください。



Q28. 企画しているイベントが雨天で中止になった場合、準備に要した経費は助成金の対象になりますか？

A28. 必ず予備日を設けて実施してください。大地震等、やむを得ない事由により事業実施ができなかった場合、準備に要する経費が対象になる場合があります。詳しくは、ご相談ください。

ここに掲載されていないQ&Aについても、区ホームページにて、公開しています。ご不明な点は、協働推進課までお気軽にお問い合わせください。

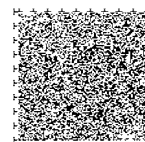


区ホームページ  
二次元コード

ねりま協働ラボ



検索エンジンからアクセス



## 問い合わせ、書類提出先

担当：練馬区地域文化部協働推進課協働事業担当係

所在地：〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所本庁舎 9 階

Tel 03-5984-1614（平日 9:00～17:00） FAX 03-3557-1351

メールアドレス：KYODOSUISHIN@city.nerima.tokyo.jp

【郵送ラベル貼付用】

〒176-8501

練馬区豊玉北 6-12-1

練馬区役所本庁舎 9 階

協働推進課協働事業担当係 宛

【ねりま協働ラボ書類在中】

